

一般質問から

平成22年度予算案について

Q 平成22年度の予算で新規事業が何点かありますが、

その各々の事業の経緯、事業内容、財源、対費用効果について

柳澤 功一

A 新規事業は、いずれも市民ニーズの高い事業や緊急性の高い事業について予算化しました。その一つとして画地認定図のデジタル化があります。

この事業の経緯は、地図情報のデジタル化が進む中、紙の図面に筆で手作業をし加筆修正する職人が減ってきており、今後、画地認定図の維持が困難となることと業務の合理化を図るためです。事業内容は、地図及び課

税情報をパソコン等で合理化し複合的に行い、現在、紙に書き込んでいた画地認定図上の情報をデジタル化するものです。財源は一般財源です。対費用効果は、固定資産税の課税物件の確認作業の迅速化が図られ、固定資産税の賦課業務が効率的に進められ、更に市内地図情報が全庁的に利用でき、地理情報システム、いわゆるGISの基礎整備となり、他部門の業務にも活用できる事業です。

中心市街地構想について

Q 現在、通称二十二メートル道路を含む市役所一帯、

中川やしおフラワーパーク、八潮駅など、「八潮の顔」と呼ぶべき場所がただ漠然と点在しているように感じる。中心地についていかに考えか伺いたい。

福野 未知留

A 『第4次八潮市総合計画』に基づき、本市の顔であり、拠点となる「都市核」を

①八潮駅周辺地区「八潮中心核」
②市役所周辺「シビックセンター」と考えている。この①と②をつなぐ都市軸の形成により、シンボルとなる空間実現を目標とする。

市民の皆様の良い生活環境の確保と地域の均衡ある発展を念頭に、フラワーパークを含む中川河畔地域「公園・緑地系ゾーン」の他、商業業務・住居・工業、各ゾーンに適切な土地利用を誘導し、北・東・西部の各拠点として「地域核」を置く。

特に「八潮中心核」である駅周辺は、都市基盤を整備し、商業、業務、文化などの都市機能を充実させ、多くの人が集い、賑わう、本市の顔となる魅力ある街並み形成を目指す。

障がい者への支援について

Q ①通所施設の「わかくさ・やまびこ・虹の家・森のこかげ」月の平均賃金は②市の業務の発注件数は③地方自治法施行令百六十七条の二第一項第三号は承知か④「虹の家・森のこかげ」は特定な団体か⑤今後、わかくさ・やまびこも移行する

大久保 龍雄

が各施設の責任者と市の業務について協議をするか⑥毎年特別支援学校を卒業されるがキヤパ

は⑦南川崎保育所内のばら組だけなぜ延長・時間外保育を認めないのか。保護者の仕事の選択肢が狭まるではないか⑧今後、市の福祉計画・対策につき市長の考えを問う。

A ①わかくさ3357円・やまびこ2523円・虹の家5839円・森のこかげ885円②ございません③特定な団体とは随意契約ができる内容です④特定な団体です⑤協議することは可能です⑥やまびこの建替え予定で対応可能ですが、将来的には定員増が必要であると考えます⑦情緒不安定等の心配があるので早く保護者のもとへが基本ですが、相談に応じたと思います⑧高福祉高負担か低福祉低負担かの選択になります。

八潮駅北口バス停留所整備について

Q 八潮駅北口バス停留所のバスシェルター設置について、今後のお考えをお伺いします。

戸川 須美子

A 現在、八潮駅北口四番バス乗り場には、「八潮団地・工業団地循環」と「梅島駅行き」が乗り入れしており、主に八潮団地にお住まいの方や工業団地にお勤めの方にご利用いただいております。また、五番バス乗り場には、「羽田空港行き」と「成田空港行き」が乗り入れをしております。大変多くの方にご利用いただいております。

市では、雨や風、あるいは暑い日差しを避けるためにも、バスシェルターは必要であると認識しており、現在、バスを乗り入れしております東武バスセントラル株式会社と平成22年度中の設置に向け、協議を進めていくところでございます。



(仮称)八潮市まちづくり条例について

Q 宅地開発指導要綱による行政指導の限界から条例化を検討、都市計画の分野を対象とした総合的なまちづくりを進めていくことを条例制定の背景としているが、制定による基準の見直し・強化または新たな規制、条例制定までのスケジュールについて伺います。

服部 清二

A 手続きや新たな規制については、3回八潮市議会定例会へ上程し、議案可決後、約6ヶ月間の周知期間を経て、平成23年4月1日に条例を施行する予定です。

かな配慮ができる手続きの創設を考えている。また、資材置き場や青空駐車場など建築行為を伴わない土地利用及び開発区域面積300㎡以上500㎡未満の小規模開発事業についても適用対象とする方向で考えている。

Q たな公営住宅の建設は難しいのが現状ですが、市内賃貸住宅も高家賃となり、賃貸が困難な状況もあります。民間住宅の借り上げによる公営住宅対策について伺います。

郡司 伶子

ですが、民間事業者・入居者・市との間で、相当の調整が必要になります。具体的な事例としては、国において平成21年度あしん賃貸支援事業として、2件認められています。

A 民間の賃貸住宅を、公営住宅法に基づき、公営住宅として借り上げ、所得が低く住宅に困窮している方に低家賃で提供する制度ができ、情報を収集し研究しています。空き室を5年程度借り上げ、若年・子育て世帯、高齢者なども対象にでき、長期間の入居なども可能で

